

市立豊中病院電力調達 仕様書

1. 趣旨

市立豊中病院電力調達仕様書（以下「仕様書」という。）は豊中市電力の調達に関する環境配慮方針に基づき、市立豊中病院（以下「発注者」という。）で使用する電力の供給について定めたものである。

2. 供給対象

(1) 需要場所 大阪府豊中市柴原町 4 丁目 14 番 1 号 市立豊中病院

(2) 業種及び用途 公立病院

3. 供給電力の仕様

(1) 需要場所設備概要

供給電気方式：交流 3 相 3 線式

標準電圧：22kV

計量電圧：22kV

標準周波数：60Hz

受電方式：2 回線受電

常用自家発電設備：ガスエンジンコージェネレーション

6,600V 610kW 2 台 （系統連系あり）

非常用自家発電設備：ガスタービン発電機

6,600V 1,250kVA 1 台 （系統連系なし）

アンシラリーサービス料金対象容量：610kW

蓄熱設備：水熱源氷蓄熱スクルーヒートポンプ 設備容量 231kW 1 台

(2) 契約電力

- ・ 常時電力：別紙のとおり

契約上使用できる最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを越えないものとする。

- ・ 予備線電力：別紙のとおり

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力は、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。

- ・ 自家発補給電力：別紙のとおり

需要場所に設置する発電設備の検査、補修または事故により常時電力を越え生じた不足電力の補充にあてるため受電する。

(3) 予定使用電力量

別紙のとおり

夏季は7月から9月、その他季は10月から6月までとする。

(4) 供給期間

令和4年(2022年)7月1日0時から令和5年(2023年)6月30日24時まで

(5) 供給地点

発注者と供給対象を供給区域とする一般送配電事業者間で取り決めた最終の責任分界点とする。

(6) 電気工作物の財産分界点

供給地点と同じ。但し、取引用計量装置は一般送配電事業者の所有とする。

(7) 保安責任分界点

供給地点と同じ。

4. 使用料金

供給者（以下「受注者」という。）が託送者に送電を委託する場合、これに係る費用も本契約単価に含まれるものとする。使用料金の算定は以下によることとし、支払いは1ヶ月単位とする。

(1) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は翌日以降に行うものとする。また、計量は計量器により記録された値によるものとする。

(2) 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(3) 料金体系

電気料金は、基本料金と電力量料金（夏季とその他季）に基づく2部料金制とし、基本料金には力率割引又は割増、電力量料金には再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料調整額を含めた金額とする。

但し、入札価格の算定にあたっては、力率を100%とし、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料調整額は考慮しない。特約などの割引は、各社ごとに設定できるものとし、各入札単価に反映させたものとする。

契約期間中に需要場所の供給区域とする一般送配電事業者が料金の値上げや値下げを行った場合、受注者は発注者との協議に応じることとする。

(4) 力率

力率は、その1ヶ月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が、進み力率となる場合は、その瞬間力率は100%とする。）とし、小数点以下四捨五入とする。平均力率は、需要場所の供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款によるものとする。

力率が、85%を上回る場合は、その上回る1%につき、基本料金を1%割引し、85%を下回る場合は、その下回る1%につき、基本料金を1%割増しするものとする。

る。

(5) 常時電力料金

常時電力料金は、常時契約電力に常時電力基本料金単価を乗じて得た額に力率割引又は割増を行い、計量期間に係る常時使用電力量を乗じて得た額を加算した金額とする。

(6) 予備線電力料金

予備線電力料金は、予備線契約電力に予備線電力基本料金単価を乗じて得た額とする。

(7) 自家発補給電力料金

自家発補給電力料金は、自家発補給契約電力に自家発補給電力基本料金単価を乗じて得た額に力率割引又は割増を行い、計量期間に係る自家発補給使用電力量を乗じて得た額を加算した金額とする。ただし、自家発補給電力の使用がなかった場合の自家発補給電力料金は、自家発補給契約電力に自家発補給電力基本料金単価を乗じて得た額に 30%を乗じて得た金額とし、力率割引又は割増を行わないものとする。

(8) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づくものとする。

(9) 燃料費調整額

燃料費調整額は、当該地域を所管する一般電気事業者が採用する単価により算出するものとする。

5. 支払方法

- (1) 受注者は、料金の算定後速やかにその代金の請求を毎月行うこととする。
- (2) 発注者及び受注者が協議の上、発注者は適正な請求書受理の日から 30 日以内に支払うものとする。

6. その他

- (1) 令和 4 年 7 月 1 日から供給開始ができるよう、一般送配電事業者への接続供給申込み等一切の事務処理は受注者が滞りなく行うこと。
- (2) 発注者が契約期間に使用する電力量は、予定使用電力量を上回る、又は下回るこ
とができるものとし、受注者は、これに対する料金の追加請求を行わないこと。
- (3) 仕様書に明記のない事柄等が生じた場合については発注者、受注者で協議を行い決定する。

別紙

契約電力 単位 [kW]

常時電力	2,500
予備線電力	2,500
自家発補給電力	610

予定使用電力量

単位 [kWh]

年 月	常時電力	自家発補給電力
2022年7月	1,119,000	使用予定なし
2022年8月	1,169,000	使用予定なし
2022年9月	1,055,000	使用予定なし
2022年10月	975,000	使用予定なし
2022年11月	868,000	使用予定なし
2022年12月	910,000	使用予定なし
2023年1月	872,000	使用予定なし
2023年2月	828,000	使用予定なし
2023年3月	890,000	使用予定なし
2023年4月	836,000	使用予定なし
2023年5月	931,000	使用予定なし
2023年6月	996,000	使用予定なし
合計	11,449,000	使用予定なし